Zeimu Horitsu soudan jimusho

地代を上げたいのですが

公益社団法人 沖縄県不動産鑑定士協会



山内 博人 (やまうちはやと)

まず賃料の種類には、市場限定の有無を前提として新規締結における新規賃料と、継 続に係る特定の当事者間において慣行的な賃料改定等における継続賃料があります。 タイトルからすると契約締結後の賃料改定の話のようですので、ここでは住宅地に 絞って継続賃料(地代)のお話を少ししたいと思います。

特定の当事者間の賃貸借契約の条件・経緯を 織り込んだものが継続賃料です。賃料は、不動 産の価格と密接に関連しています。

不動産の価格を左右する効用(ききめ・役に 立つ)は、土地は増加、建物等の償却資産は減 退する場合が多く、賃貸条件の制約等において も効用は変化します。ただ、賃料は粘着性・遅 効性という固有の特性があり、不動産価格の変 化が直ちに賃料に影響を及ぼすとは限りませ ん。地代増額の話が出てくるケースは、固定資 産税の上昇で地主の経済的負担が大きくなって きた時や、過去何十年と賃料改定が行われてお らず周辺地代相場に比較して明らかに低廉、契 約条件・使用目的の変更等の場合が主です。

賃料(地代)以外に敷金、権利金、保証金な どの一時金が授受されている場合には、この一 時金の運用益も地代を構成します。さらに慣行 的に管理料・共益費などが支払われている場合 には、実費を超えた部分が実質的に賃料を構成 していることもあるため、その性質を確認する 必要があります。転貸借を除き、定期に地代が 改定されている場合、一般的には固定資産税の 変動を目安として、地主サイドで判断した慣行 的な一定割合で改定を行っておりますが、その 割合は地域性・場所柄や当事者の個別事情等を 反映してバラツキがあります。周辺住民や地域 事情に精通した地元宅建業者等からの聞取り、 不動産情報誌等の資料収集により把握した地代 水準と比較して低いことも多いため、その乖離 がどれくらいあるのかを十分に理解しておく必 要があります。

不動産鑑定評価の立場で簡単にお話をする と賃貸借の対象となっている不動産価格(基礎 価格と呼ばれます)に対して何%が地代か?と いう話になります。この時の価格は、土地利用 が最高最善に発揮されている状態の価格ではな く、賃貸借契約により使用方法が制約された場 合には、その制約された程度に応じた価格とな ります。利回りは、地域ごとに水準が認知され ています。ただ、前記賃料特性により地価変動 と即応しないため、基礎価格の上昇期には期間 の経過に伴い逓減し、基礎価格の下降期には逓 増する傾向があります。

景気の先行き不透明感が継続している状況 の下では、地価の下落は利回りの上昇要因とな りますが、賃料の下落は利回りの低下要因とな るため、利回りの推移は、基礎価格および賃料 の下落の程度の如何によります。現行地代で土 地価格(参考目安:固定資産評価額を7割戻) を割ると賃料利回りがでるので、周辺地代の利 回りと比較してみるのも有用です。

良好な信頼関係により過去 10 年以上賃料据 置き等も多く、土地価格の変動が小さい地域に おいては、継続賃料と新規賃料とに開差は殆ど ない地域もあります。実際の賃料増額は、当事 者間の話し合いで決まりますが、相続により契 約関係が複雑、当事者の力関係などにより話が まとまらないケースも少なくありません。